

# ごみを出すときのルール（共通事項）

## ① ごみ集積所に出せるごみか確認しましょう

引っ越しや大掃除などで多量に出たごみや、テレビ・冷蔵庫などのリサイクルが義務づけられているごみ、バッテリー、オイル、ペンキ、タイヤなどは収集していません。収集しないものを出されると、ごみ集積所を利用している方の迷惑や、ほかの不法投棄を招く要因にもなります。

## ② きちんと分別しましょう

本市ではごみを7種類に分別するようお願いしています。分別をすれば、資源として生まれ変わるものがたくさんあります。すぐにごみとして出さず、リサイクルできないか確認しましょう。



## ③ 決められた日に出しましょう

ごみ収集カレンダーなども確認し、決められた日に出しましょう。収集日やルールを守らず出したごみは収集しません。

## ④ 収集日の当日朝8:30までに出しましょう

前日の夜などに出されると、動物に荒らされるなど、ごみ飛散の原因にもなります。朝8:30からごみ収集を始めますので、日の出から朝8:30の間に出してください。

## ⑤ 市指定のごみ袋を使いましょう

市民の皆さんに共通の認識でごみを出してもらい、分別・収集がしやすいように、3種類のごみ袋を指定しています。

## ⑥ 決められたごみ集積所を使いましょう

利用するごみ集積所の場所は地域で決められており、掃除当番など地域のルールがあります。集積所の場所やルールは地域環境推進員や近所の方に確認し、皆さんが気持ちよく利用できるように心がけましょう。

# 収集曜日及び収集物

表の見方	日	月	火	水	木	金	土
第1火曜日			①	2	3	4	5
第1月曜日	6	⑦	8	9	10	11	12
			13	14	15	16	17
			18	19	20	21	22
第3月曜日	23	24	25	26	27	28	29
第4金曜日	30						

行政区によって 収集日が異なります	資源物	ペットボトル	プラスチック 資源	もやせるごみ	粗大ごみ
			有害ごみ		もやせない ごみ
新田一区・新田二区・ 新田三区・高橋東一区・ 高橋東二区・高橋南・ 高橋北・南宮	毎月 第1・3 月	毎月 第2・4 金	毎週 金	毎週 水・土	毎月 第2・4 月
山王・市川・浮島・城南・ 高崎・JR東北本線北側の 留ヶ谷	毎月 第1・3 金	毎月 第2・4 月	毎週 月	毎週 水・土	毎月 第2・4 金
東田中・志引・東田中南・ 新田中・旭ヶ岡・留ヶ谷・ 向山・八幡上二	毎月 第1・3 土	毎月 第2・4 木	毎週 木	毎週 火・金	毎月 第2・4 土
伝上山・隅田・東能ヶ田・ 西能ヶ田・鶴ヶ谷・丸山・ 黒石崎・下馬東・下馬西・ 下馬南・下馬北	毎月 第1・3 木	毎月 第2・4 水	毎週 水	毎週 火・金	毎月 第2・4 木
桜木東・桜木中・桜木南・ 桜木北・八幡上一・ 八幡下一・八幡下二・ 八幡沖	毎月 第1・3 火	毎月 第2・4 土	毎週 土	毎週 月・木	毎月 第2・4 火
笠神東・笠神西・大代東・ 大代中・大代西・大代南・ 大代北・丸山二丁目	毎月 第1・3 水	毎月 第2・4 火	毎週 火	毎週 月・木	毎月 第2・4 水

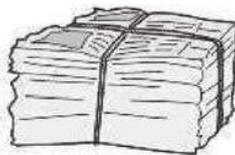
# 資源物（缶・びん・紙）

収集日：毎月第1・3指定曜日

**紙類** 新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみなど

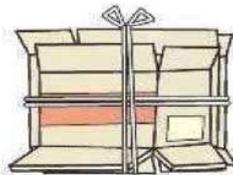


**対象となるもの** それぞれの種類ごとにしぼるなどしてごみ集積所へ出してください。



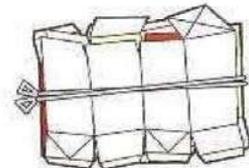
**新聞紙**

ひもで十字にしぼってください。



**段ボール**

折りたたんだ上、ひもで十字にしぼってください。



**紙パック**

軽くすすぎ、乾かした上で開いてください。



**雑誌**

紙以外のものは取り除いてください。

※週刊誌  
カタログ  
単行本  
参考書など

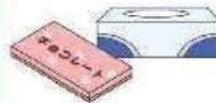


**雑がみ**

紙袋に入れるか、ひもで十字にしぼってください。

詳しくは

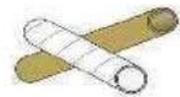
## リサイクルの対象となる雑がみ



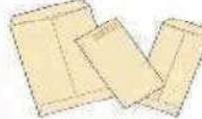
お菓子・ティッシュ・  
たばこなどの紙箱



チラシ・コピー用紙・  
メモ用紙・ポスター



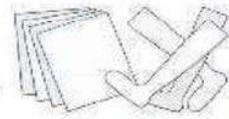
ラップやトイレト  
ペーパーの芯



封筒  
窓つきのフィルムは  
もやせるごみへ

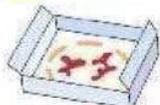


紙袋・包装紙

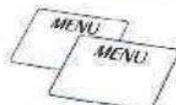


ワイシャツ・  
ストッキングなど  
の台紙

## ！ 注意!! リサイクルの対象とならない紙類 → もやせるごみへ



汚れた紙



ビニールなどで  
コーティングされた紙



レシートなどの  
感熱紙



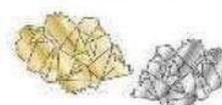
カーボン、  
ノンカーボン紙



においの  
ついた紙



シュレッダー  
された紙



金紙・銀紙



内側がアルミ加工  
された紙パック

## 缶類・びん類



空き缶、スプレー缶、缶詰缶、なべ、フライパン、やかん(金属製)



- 缶類は軽くつぶす
- スプレー缶は、中身を使い切り、完全にガスを抜く



一升びん、国産ビールびん



- 一升びん、ビールびんのリターナブルびん(繰り返し使うびん)のみ
- 横にして入れる



その他のびん



- びんのふたやキャップはとる
- ガラス類、陶磁器類はもやせないごみへ



### ！ 注意点

- 軽くすすぐ!!
- 袋にいれたまま出さない!!
- 資源回収箱へ入れる時の音に注意!! (早朝は寝ている人もいます)

## 使用済インクカートリッジ

回収方法：市内公共施設に設置している専用回収箱に投入してください

多賀城市では、家庭ごみの減量とリサイクルを一層推進するため、プリンタメーカー5社が実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、市内施設に専用の回収箱を設置して、使用済みインクカートリッジを回収しています。

### 回収箱の設置施設

市役所庁舎、文化センター、山王地区公民館、大代地区公民館、総合体育館、市民活動サポートセンター

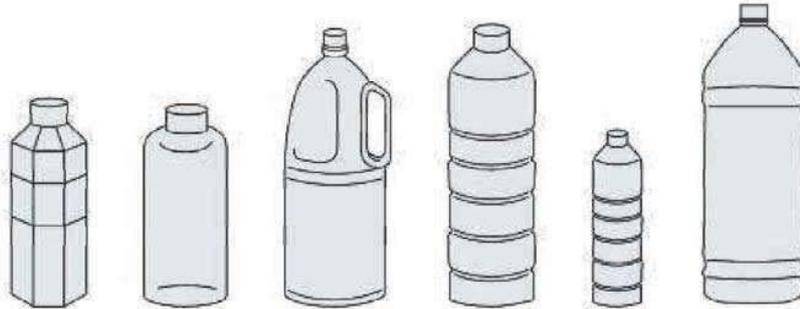


# ペットボトル

収集日：毎月第2・4指定曜日

対象となるもの

飲料ボトル（水、ジュース、お茶など）、  
酒類・みりん・しょう油などのボトル

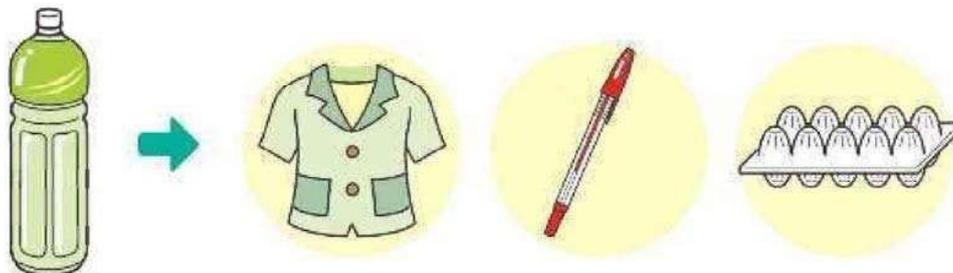


注意点

- ♻️マークのないボトルは出さない!!
- ♻️マークがついている、食用油や麺つゆなどのボトルはプラスチック製容器包装です!!

## リサイクルしたペットボトルはどうなるの？

回収したペットボトルは、スーツやユニフォームなどの繊維類、  
パックや文房具類などの製品に新しく生まれ変わります。



# 『プラスチック資源』の出し方

これまで（令和6年3月まで）

プラマークがあるもの

プラスチック製容器包装  
（透明で紫字の袋使用）



※一例です



変更なし！

プラマークがないもの

もやせるごみ（青字の袋使用）



※一例です



追加！

令和6年4月から

プラスチック製容器包装のもの



- ・100%プラスチック素材のもの
  - ・一辺概ね30cmを超えないもの
- ※詳細は裏面を確認してください

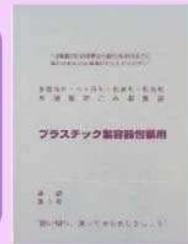


## 『プラスチック資源』

全部まとめて  
プラスチック製容器包装用の袋  
（透明で紫字の袋）  
へ入れてください



※一例です



## ⊘『プラ資源』には入れないでください！⊘

収集時や処理場での事故・故障につながるため、入れないでください！

ライター・刃物など



充電電池を内蔵した機器など



ゴム・シリコンなど



- ・選別作業時のケガ
- ・火災事故
- ・処理機械の故障の原因となります

※詳細は裏面を確認してください

## プラスチック資源として収集できるもの

- ・商品、製品の包装または容器となっているもの  
(プラマークがあるものや、卵パック、食品トレイなど)
- ・製品そのものが100%プラスチック素材のみでできているもの  
(洗面器、食品保存容器(タッパーなど)、クリアファイルなど)
- ・一辺概ね30cmを超えず、厚みが5mmを超えないもの  
(切断等を行い、30cmを超えないようにすれば収集できます)  
※発泡スチロールは厚みの制限なく収集できます



## プラスチック資源として収集できないもの

- ・プラスチック素材ではないもの(ゴム・シリコン製のものなど)
- ・一辺概ね30cmを超えるもの(衣装ケースなど)
- ・厚みが5mmを超えるもの(厚さ5mmを超えるまな板など)  
※手で曲げることができるものは、収集できます
- ・他の素材(金属等)が含まれたもの  
(はさみ、カッターなどの鋭利な刃物やハンディファン、  
リモコンなどの電池や電気を必要とするものなど)
- ・火災の恐れがあるもの(ライター、モバイルバッテリーなど)



### 出し方のポイント

- ①一辺概ね30cmを超え、指定ごみ袋に入るものは「もやせるごみ」になります。
- ②一辺概ね30cmを超え、指定ごみ袋に入らないものは「粗大ごみ」になります。
- ③刃物や内蔵電池を取り外せないものは「有害・もやせないごみ」になります。
- ④汚れが落ちないものは「もやせるごみ」になります。
- ⑤「プラスチック製容器包装用」の袋に対象品をまとめて入れ、集積所に出してください。  
※指定袋は引き続き「プラスチック製容器包装用」の袋をご使用できます。
- ⑥今までの「プラスチック製容器包装」と同じ収集日に出してください。  
※令和6年4月からは分別区分の名称が『プラスチック資源』に変わります。

※分別早見表等はホームページ・LINEをご覧ください



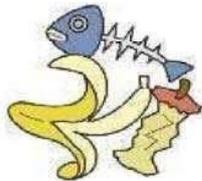
# もやせるごみ

**収集日：毎週2回指定曜日**

**対象となるもの** 生ごみ、衣類、くつ、布団、プラスチック製品、枝など



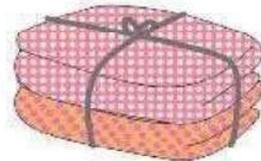
必ず市指定の袋に入れて出してください



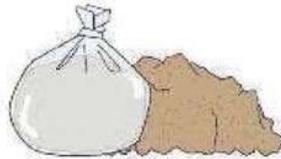
生ごみは、水分を十分に切ってください。



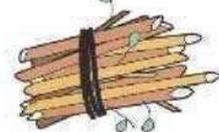
すぐごみに出さず、再利用できないかもう一度考えてください。



ふとん、カーペットなどは、できるだけ小さくたたんで、ひもで十字にしばってください。



残土、灰などはもやせるごみ袋（小）1袋程度の量であれば、一度につき1袋だけ出せます。



剪定枝などは長さ50cm以内、さらに木の幹などは直径15cm以内に、ひもなどでしばってください。  
※そのまま出すと、ごみ集積所が汚れ、周りの迷惑になります。

**!** **注意点** ●紙袋、段ボールなどにごみを入れて出さない!!  
●資源物はきちんと分別し、もやせるごみに出さない!!

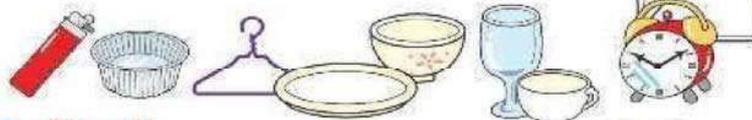
# もやせないごみ

**収集日：毎月第2・4指定曜日**

**対象となるもの** 陶磁器、ガラス類、アルミ箔、金属の複合製品、LED電球



市指定の袋か中身の見える袋に入れて出してください



**不要なライターはガス抜きしてから捨てましょう!**

ガス抜きの例 →

(注)火の気のないことを確認し、風通しのよい屋外で行いましょう。



**!** **注意点** ●ライターは中身を空にして出してください  
●カセットコンロなど、カセットボンベや乾電池が使われているものは、中身を取り外してください（※カセットボンベは全てガスを抜き資源物へ、乾電池は有害ごみへ）

# 粗大ごみ

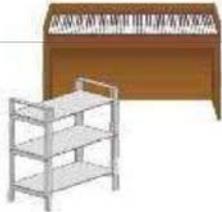
収集日：毎月第2・4指定曜日

## 対象となるもの

石油ストーブ、ファンヒーター、たんす、机、食器棚、ベッド枠、ミニコンボ、プリンター、電子レンジ、スキー、スノーボード、畳、自転車、49cc以下のオートバイなど

### スチールラック・オルガンなど(不燃性)

1m×1m×1.5m以内であればそのまま出せますが、これを超える場合は規定内の大きさにばらしてください。



### 石油ストーブ

灯油を抜き、乾電池を取り外してください。



### 自転車

ごみと分かるように「ごみ」と張り紙をしてください。

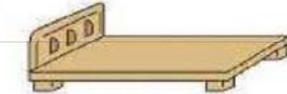
### 家具類(可燃性)

1m×1m×2m以内であればそのまま出せますが、これを超える場合は規定内の大きさにばらしてください。



### 畳

1回の収集につき、1枚まで出せます。

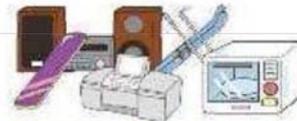


### ベッド枠

ばらした上で、ひもでしばってください。

### 49cc以下のオートバイ

オイルとガソリンを抜き、バッテリーとタイヤを外した上で、出してください。(オイルやタイヤの処理は、次のページをご覧ください。)



### その他 通常の粗大ごみ

そのままごみ集積所に出せます。



## 注意点

- 1回に出せる個数は、1世帯につき1個までです。
- 引っ越し、大掃除などで出た多量のごみは出せません。
- 出せる粗大ごみの大きさは、可燃性のもの(たんすなど)は1m×1m×2m、不燃性のもの(スチールラックなど)は1m×1m×1.5mまでです。

# 有害ごみ

収集日：毎週1回指定曜日

## 対象となるもの

蛍光管、乾電池、電球、鏡、水銀体温計、温度計



## 注意点

- 中身の見える袋などに入れ、集積所の手前に出してください
- 壊れないよう注意して出してください
- LED電球はもやせないごみへ出してください

# 使用済小型家電

回収方法：市内公共施設等に設置している専用回収ボックスに投入してください

## 対象となるものの一例



## 使用済小型家電回収対象品目

- |  |  |
|--|--|
| ①電話機、ファクシミリ  | ⑧ノートパソコン（スレート型、タブレット型を含む）  |
| ②携帯電話、公衆用PHS端末、ラジオ   | ⑨補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）  |
| ③カーナビ、カーオーディオ<br>（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット） | ⑩電子書籍端末  |
| ④TVチューナ<br>（地上デジタルチューナ、CSデジタルチューナ、その他チューナ、ケーブルテレビ用STB）   | ⑪事務用電気機械器具（ワープロ、電卓、電子辞書）   |
| ⑤デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ  | ⑫計量・測定用機械器具<br>（電子体重計、体脂肪計、電気式温度計、デジタル歩数計、電子血圧計、電子体温計）                         |
| ⑥録画・再生装置<br>（DVDレコーダ/プレーヤ、ブルーレイディスクレコーダ/プレーヤ、HDDレコーダ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ）                                    | ⑬ゲーム機<br>（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ゲーム用コントローラ、ハイテク系トイドロイ、ゲームソフト）     |
| ⑦音響機器<br>（テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、補聴器、ヘッドホン、イヤホン）                                | ⑭これらの付属品<br>（リモコン、キーボードユニット、マウス、ACアダプター、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器（携帯電話、パソコン、カメラ等の充電器）） |

## 回収方法

市内の公共施設等に専用回収ボックスを設置していますので、ご家庭で不要になった小型家電を入れてください。

### ！ ご注意ください！

- 個人情報、必ず削除してください。
- 投入した小型家電は返却できません。
- 乾電池は取り外してください。
- 家庭から排出されるものに限ります。
- デスクトップ型のパソコンおよび回収ボックスに入らない大きさのノートパソコンは回収できませんので、製造メーカーにお問い合わせください。
- 回収対象品目（パソコン以外）はこれまで通り「もやせないごみ」として各ごみ集積所に出すこともできます。ただし、パソコンはごみ集積所に出すことはできません。

回収ボックスに投入できる大きさ  
横40cm×縦20cm×奥行30cm未満



## 回収ボックス設置場所

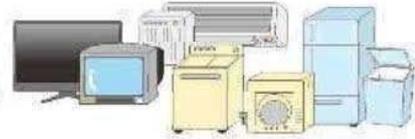
施設名	場所	受入日	受入時間
多賀城市役所本庁舎	多賀城市中央2丁目1-1	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:00
山王地区公民館	多賀城市南宮字毛上28	火～日 (祝日の翌日、年末年始を除く)	9:00～20:30
イオン多賀城店	多賀城市町前4丁目1-1	営業日・営業時間内	
ホームック城南店	多賀城市城南2丁目14-34	営業日・営業時間内	
ホームック多賀城東店	多賀城市笠神5丁目5-25	営業日・営業時間内	
みやぎ生協高砂店	多賀城市高橋2丁目17-3	営業日・営業時間内	
みやぎ生協多賀城店	多賀城市中央3丁目11-12	営業日・営業時間内	
みやぎ生協大代店	多賀城市大代5丁目4-30	営業日・営業時間内	
ヨークベニマル多賀城店	多賀城市高橋4丁目3-5	営業日・営業時間内	

### きちんと分別して、大きな資源にしましょう！

小型家電には鉄や銅などのほかに、希少な資源「レアメタル」が含まれています。これまで使い終わった製品のほとんどはごみとして処理されてきましたが、平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、環境への負荷を抑えて貴重な資源を回収する取り組みが国レベルで進められています。

# 市で収集しないものと処分方法

テレビ・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（衣類乾燥機）



！ これらの家電製品は、法律によりリサイクルが義務づけられていますので、販売店が収集許可業者へ依頼してください。

リサイクル料金等に関する URL <http://www.rkc.aeha.or.jp/>  
問い合わせ先 家電リサイクル券センター：0120-319640

家庭用パソコン



消火器



！ 製造メーカーに引き取り義務がありますので、製造メーカーにお問い合わせください（メーカーが不明の場合はパソコン3R推進協会へ）

！ 販売店、メーカー、リサイクル窓口にお問い合わせください。

自作のパソコンなど、メーカーが不明の場合  
URL <http://www.pc3r.jp/>  
パソコン3R推進協会：03-5282-7685

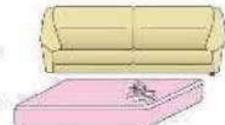
リサイクル窓口  
株式会社消火器リサイクル推進センター  
03-5829-6773

スプリング入りマットレス・ソファー・タイヤ・ペンキ・灯油・廃油・オイル・シンナー・薬品・塗料・バッテリー・ガスボンベ・ピアノ・ドラム缶・50cc以上のオートバイ・オイルヒーター・強化プラスチック（FRP）製のものなど



スプリング入りマットレス・スプリング入りソファー

※布・枠・スプリングを分別し、布はもやせるごみへ、枠・スプリングはそれぞれ、1m × 1m × 1.5m以内に切断したものであれば、粗大ごみとしてお出しいただけます。



市では収集しません。販売店などに引き取ってもらうか専門の処理業者または収集許可業者へ依頼してください。

## 多賀城市収集許可業者

大量ごみ、引っ越しごみ、営業ごみ、市で収集しないものの処理

(有)渋谷清掃（多賀城市笠神四丁目5-38）	☎ 022-767-7020
(株)藤原清掃（多賀城市下馬四丁目7-7）	☎ 022-364-0827
(協)クリーン・センター宮城（多賀城市栄三丁目1-19）	☎ 0120-245-060
(株)豊島（多賀城市笠神一丁目17-11）	☎ 022-362-2474
旭興産(株)（多賀城市栄三丁目3-9）	☎ 0120-113-368

# 引っ越しごみ・営業ごみの処分方法

## ！ 注意！！

引っ越しなどによる多量のごみ、事業活動（飲食店・オフィスなど）による営業ごみは**一切ごみ集積所には出せません！！**

### 収集許可業者に依頼する方法

収集許可業者に直接ご連絡ください。  
（業者により料金がことなります）



### 自分で処理施設に持ち込む方法

市役所生活環境課にゴミを運ぶ車の車検証（コピー可）を持参し、手続きを環境施設へ行ってください。

手続きには、申請書の記入（印鑑不要）と処分手数料が必要となります。処分手数料は、1回搬入100kgまで1,000円、100kgを超える場合は50kgごとに500円が加算となります。

例）40kgの場合：1,000円 370kgの場合：4,000円



### 受付

市役所の受付時間：（月）～（金） 8:30から17:00まで

処理場の搬入時間：（月）～（金） 8:30から16:30まで

（土） 8:30から正午まで

※日曜、祝日、年末年始は休業いたします。



※種類ごとに分別し、持ち込むようにしてください。

※市で収集しないものは、ごみ処理施設への搬入もできません。

※持ち込みの対象は、「一般廃棄物」のみとなり「産業廃棄物」は対象となりません。

「産業廃棄物」は産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

## 多賀城市収集許可業者

### 大量ごみ、引っ越しごみ、営業ごみ、市で収集しないものの処理

(有)渋谷清掃（多賀城市笠神四丁目5-38）	☎ 022-767-7020
(株)藤原清掃（多賀城市下馬四丁目7-7）	☎ 022-364-0827
(協)クリーン・センター宮城（多賀城市栄三丁目1-19）	☎ 0120-245-060
(株)豊島（多賀城市笠神一丁目17-11）	☎ 022-362-2474
旭興産(株)（多賀城市栄三丁目3-9）	☎ 0120-113-368